



長野県報

8月8日(月)
平成23年
(2011年)
第2291号

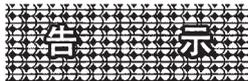
目次

告示

自然公園法に基づく公園事業の一部変更及び公園事業を表示した図書の縦覧(自然保護課)	1
土地改良事業等補助金交付要綱の一部改正(農地整備課)	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課)	4
基本測量の実施(建設政策課)	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	6

公告

一般競争入札(情報統計課情報システム推進室)	7
特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課)	7
一般競争入札(水大気環境課)	8
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(2件)(農地整備課)	8
林業種苗法に基づく生産事業者の登録(森林づくり推進課)	9
採石業務管理者試験の実施(河川課)	9
長野県山岳総合センターの指定管理者の候補者の募集(スポーツ課)	9
長野県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等(労働委員会事務局)	11
特定調達契約に係る一般競争入札(人材育成課)	12
長野県短期大学教員採用選考の実施(教育総務課)	13



長野県告示第561号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第5項において準用する同条第4項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業の一部を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び長野県諏訪地方事務所並びに茅野市役所において縦覧に供します。

平成23年8月8日

長野県知事 阿部守一

変更した公園事業の名称及び事業地の位置

名 称	事 業 地 の 位 置
赤岳鉦泉野営場	[区域] 茅野市豊平の一部

自然保護課

長野県告示第562号

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和41年長野県告示第591号）の一部を次のように改正し、平成23年度の補助金から適用します。

平成23年8月8日

長野県知事 阿部 守一

別表の公共事業の項中

地域農業水利施設 ストックマネジメント事業	団体営事業等で造成された農業水利施設において、劣化状況等の調査に基づき、施設の更新や予防的な保全対策等を行うものであつて、次に掲げる事業 (1) 団体営造成施設等に関する機能保全計画の作成 (2) 団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事 (3) 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事 (4) スtockマネジメントに関する技術指導等	同 上	10分の5.6以内	同 上
--------------------------	---	-----	-----------	-----

を

農山漁村地域整備 交付金（水利施設 整備事業（地域農 業水利施設保全型））	団体営事業等で造成された農業水利施設において、劣化状況等の調査に基づき、施設の更新や予防的な保全対策等を行うものであつて、次に掲げる事業 (1) 団体営造成施設等に関する機能保全計画の作成 (2) 団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事 (3) 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事 (4) スtockマネジメントに関する技術指導等	同 上	10分の5.6以内	同 上
地域自主戦略交付 金（水利施設整 備事業（地域農業 水利施設保全型））	同 上	同 上	同 上	同 上

に、

ため池等整備事業	地域自主戦略交付 金（ため池等整備 事業）
特定農業用管水路 等特別対策事業	地域自主戦略交付 金（農村地域環境 保全整備事業（特 定農業用管水路等 特別対策事業））
農山漁村地域整備 交付金（農村災害 対策整備事業）	地域自主戦略交付 金（農村災害対策 整備事業）

を

に、「水土保全強化対策事業」を「水土総合強化推進事業」に、

農山漁村地域整備 交付金（農業集落 排水事業）	<p>1 農業集落排水資源循環促進計画に基づき実施する農業集落のし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設（還元利用を目的とするものを含む。）の整備又は改築であつて、次の要件に該当するもの</p> <p>(1) 受益戸数がおおむね20戸以上を原則とし、排水路末端の受益戸数が2戸以上であるもの</p> <p>(2) 原則として汚水処理施設の処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模以下であるもの</p> <p>(3) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等が含まれないもの</p> <p>(4) 改築の場合は、当該改築に要する費用の額が200万円以上であつて、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設であるもの</p> <p>ア 維持管理が適切に行われているものであつて、原則として供用開始後7年以上経過していること</p> <p>イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること</p>	事業費	10分の5以内		
農山漁村地域整備 交付金（効果促進 事業）	農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業	同 上	10分の5以内	<p>2 既存の農業集落排水施設の有効利用又は長寿命化を図るため、施設機能診断（既存の農業集落排水施設の機能低下等の状況把握を的確に行うことをいう。この項において同じ。）を実施することにより、市町村全域を対象とした最適な整備構想の策定を行う事業</p>	<p>同 上</p> <p>10分の10以内。ただし、施設機能診断に係るものにあつては一施設あたり200万円、整備構想にかかるものにあつては500万円を限度とする。</p>

を

地域自主戦略交付金（農業集落排水事業）	1 農業集落排水資源循環促進計画に基づき実施する農業集落のし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設（還元利用を目的とするものを含む。）の整備又は改築であつて、次の要件に該当するもの (1) 受益戸数がおおむね20戸以上を原則とし、排水路末端の受益戸数が2戸以上であるもの (2) 原則として污水处理施設の処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模以下であるもの (3) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等が含まれないもの (4) 改築の場合は、当該改築に要する費用の額が200万円以上であつて、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設であるもの ア 維持管理が適切に行われているものであつて、原則として供用開始後7年以上経過していること イ 供用開始後に污水处理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること	事業費	10分の5以内	
	2 既存の農業集落排水施設の有効利用又は長寿命化を図るため、施設機能診断（既存の農業集落排水施設の機能低下等の状況把握を的確に行うことをいう。この項において同じ。）を実施することにより、市町村全域を対象とした最適な整備構想の策定を行う事業	同上	10分の10以内。ただし、施設機能診断に係るものにあつては一施設あたり200万円、整備構想にかかるものにあつては500万円を限度とする。	
農山漁村地域整備交付金（効果促進事業）	農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業	同上	10分の5以内	
地域自主戦略交付金（効果促進事業）	農山漁村地域自主戦略整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業	同上	同上	

に改める。

農地整備課

長野県告示第563号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月8日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊那市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊那市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第564号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊那市(次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的
水源のかん養
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
伊那市(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第565号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡箕輪町(次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
箕輪町(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第566号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示します。

平成23年8月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
基本測量(基盤地図情報整備)
2 作業期間
平成23年9月14日から平成24年3月31日まで
3 作業地域
岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、東御市、諏訪郡下諏訪町・富士見町、上伊那郡箕輪町・飯島町・中川村、下伊那郡高森町、木曾郡上松町・木曾町、北安曇郡池田町・白馬村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、下高井郡野沢温泉村、上水内郡信濃町・飯綱町

建設政策課

長野県須坂建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年8月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年8月8日

長野県須坂建設事務所長 安藤嘉夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 406号
(3) 道路の区域

Table with 4 columns: 区間, 新旧別, 敷地の幅員, 延長. Rows include 須坂市大字仁礼字仙仁山3153番 and 同上.

- 2(1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 中野小布施線
(3) 道路の区域

Table with 4 columns: 区間, 新旧別, 敷地の幅員, 延長. Rows include 上高井郡小布施町大字小布施字上原851番 and 同上.

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 豊野南志賀公園線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の303地先から 上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の363地先まで	旧	8.0~14.5 m	0.0900 km
同 上	新	13.2~19.7	0.0900

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 豊野南志賀公園線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の481地先から 上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の466地先まで	旧	11.8~22.0 m	0.1286 km
同 上	新	11.8~35.0	0.1286

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 豊野南志賀公園線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の576地先から 上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の576地先まで	旧	9.4~16.2 m	0.0902 km
同 上	新	10.4~29.1	0.0902

6(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 豊野南志賀公園線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字奥山田10番の2地先から 上高井郡高山村大字奥山田80番の1地先まで	旧	15.0~27.0 m	0.1270 km
同 上	新	17.0~34.0	0.1270

7(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 須坂停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字須坂字横町1266番の28地先から 須坂市大字須坂字横町308番地先まで	旧	12.5~12.5 m	0.2020 km
同 上	新	16.0~16.0	0.2020

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年8月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年8月8日

長野県須坂建設事務所長 安藤嘉夫

1(1) 路線名 406号

(2) 供用を開始する区間

須坂市大字仁礼字仙仁山3153番の1045地先から
須坂市大字仁礼字仙仁山3153番の1047地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年8月8日

2(1) 路線名 中野小布施線

(2) 供用を開始する区間

上高井郡小布施町大字小布施字上原851番の13地先から
上高井郡小布施町大字小布施字上原848番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年8月8日

3(1) 路線名 豊野南志賀公園線

(2) 供用を開始する区間

上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の303地先から
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の363地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年8月8日

4(1) 路線名 豊野南志賀公園線

(2) 供用を開始する区間

上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の481地先から
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の466地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年8月8日

5(1) 路線名 豊野南志賀公園線

(2) 供用を開始する区間

上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の576地先から
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の576地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年8月8日

6(1) 路線名 豊野南志賀公園線

(2) 供用を開始する区間

上高井郡高山村大字奥山田10番の2地先から
上高井郡高山村大字奥山田80番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年8月8日

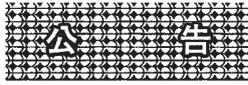
7(1) 路線名 須坂停車場線

(2) 供用を開始する区間

須坂市大字須坂字横町1266番の28地先から
須坂市大字須坂字横町308番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年8月8日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年8月8日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
ミニ合庁用ファイルサーバ 一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成24年1月1日から平成28年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026 (235) 7071

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年8月26日（金）午前9時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

情報統計課情報システム推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年8月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年7月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人信州上田文化デザイン研究会
- 3 代表者の氏名
清水貞男
- 4 主たる事務所の所在地
上田市大手1丁目2番2号ホテル祥園内
- 5 定款に記載された目的

この法人は、上田を愛する市民に対して、上田の伝統文化の伝承の事業及び地域振興に向けての映画作り事業を行い、上田城を支えてきた「丸山平八郎」の心を上田市民の多くに伝承し、「丸山平八郎」を生かした個性的・魅力的な景観の創出と観光拠点に